

第 1 章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景および趣旨

昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」を契機に、障害者施策のあり方は新たな局面を迎え、国では、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画 - 全員参加の社会づくりを目指して -」を策定、さらに同年、それまでの「心身障害者対策基本法」を全面改正し、「障害者基本法」を公布しました。

平成14年度からは、精神保健福祉事務が県から市町村に移管され、平成15年度からは社会福祉基礎構造改革の一環として、県や市町村が福祉サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定するそれまでの「措置制度」から、障害者当事者自身が希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われました。平成16年6月には、障害のある人への差別の禁止の明記などをおもな内容とする「障害者基本法」の改正が実施され、また12月には「発達障害者支援法」が成立しました。

平成18年度からは、障害者自立支援法が制定され、障害者施策の大きな転換がなされ、障害者の地域の中で自立した生活を支援するサービス体系へととなりました。

この年、国際的には障害者権利条約が採択され、障害者の尊厳と権利の保障が明確に記述されました。日本もこの条約について平成19年に署名を行っており、今後の批准や障害者の差別を禁止する法律の制定に向けて動き始めています。

千葉県ではこのような歩みに合わせて、平成18年に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、それまでの「千葉県障害者施策新長期計画」を引き継ぐ形で「第三次千葉県障害者計画（平成16年度～平成20年度）」、続いて「第四次千葉県障害者計画（平成21年度～平成26年度）」が策定され、誰もが参加し、自らの生き方を主体的に選択し決定できる社会の実現をめざした施策が推進されています。

八千代市では、障害者の実態やニーズの把握に努め、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成10年3月に「八千代市障害者計画」を策定し、平成17年3月には同計画を見直した、「八千代市第2次障害者計画」を策定しました。この計画の中では、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策の推進を位置づけ、障害者福祉の向上を図ってきました。

障害者計画が策定され12年が経過する中で、「八千代市第2次障害者計画」の目標像として掲げた「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」まちづくりの実現に向け、駅のエレベーター設置が行われたり、障害者福祉センターを開設するなどの施策が進んでい

ます。

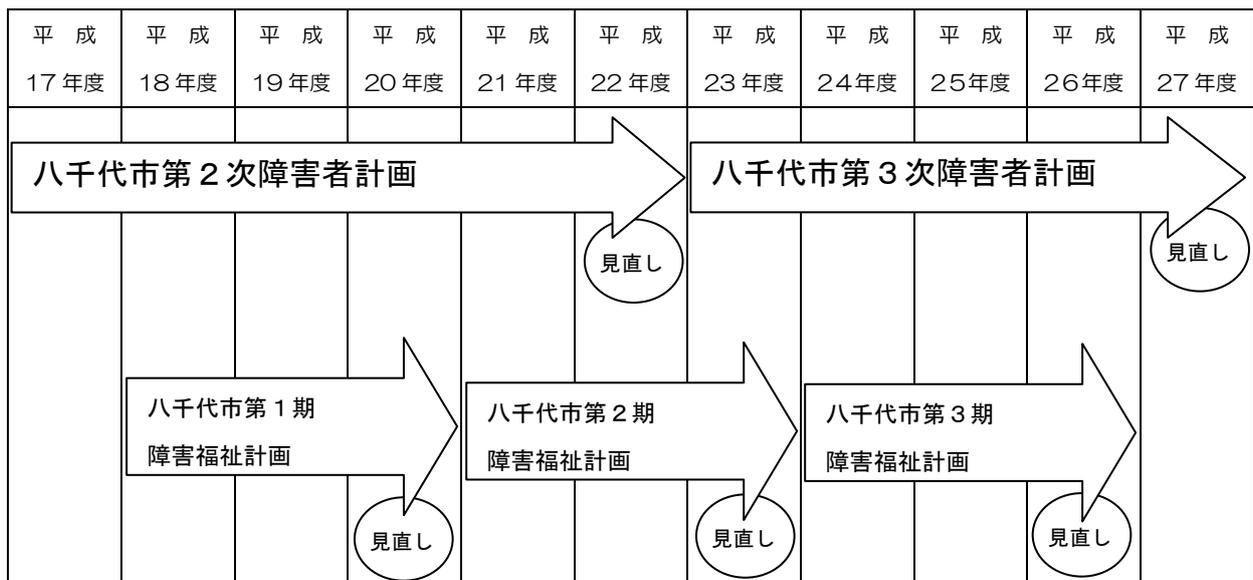
そこで本市では、これらの流れもふまえて、平成 22 年度をもって計画期間を終了する「八千代市第 2 次障害者計画」の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施し、平成 23 年度からの「八千代市第 3 次障害者計画」を策定することとしました。

また、平成 23 年度には本計画の下位計画である「八千代市第 2 期障害福祉計画」の見直しを行い、サービス提供体制確保に関する目標等を定める「八千代市第 3 期障害福祉計画」を策定します。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。

■ 障害者計画と障害福祉計画の計画期間について

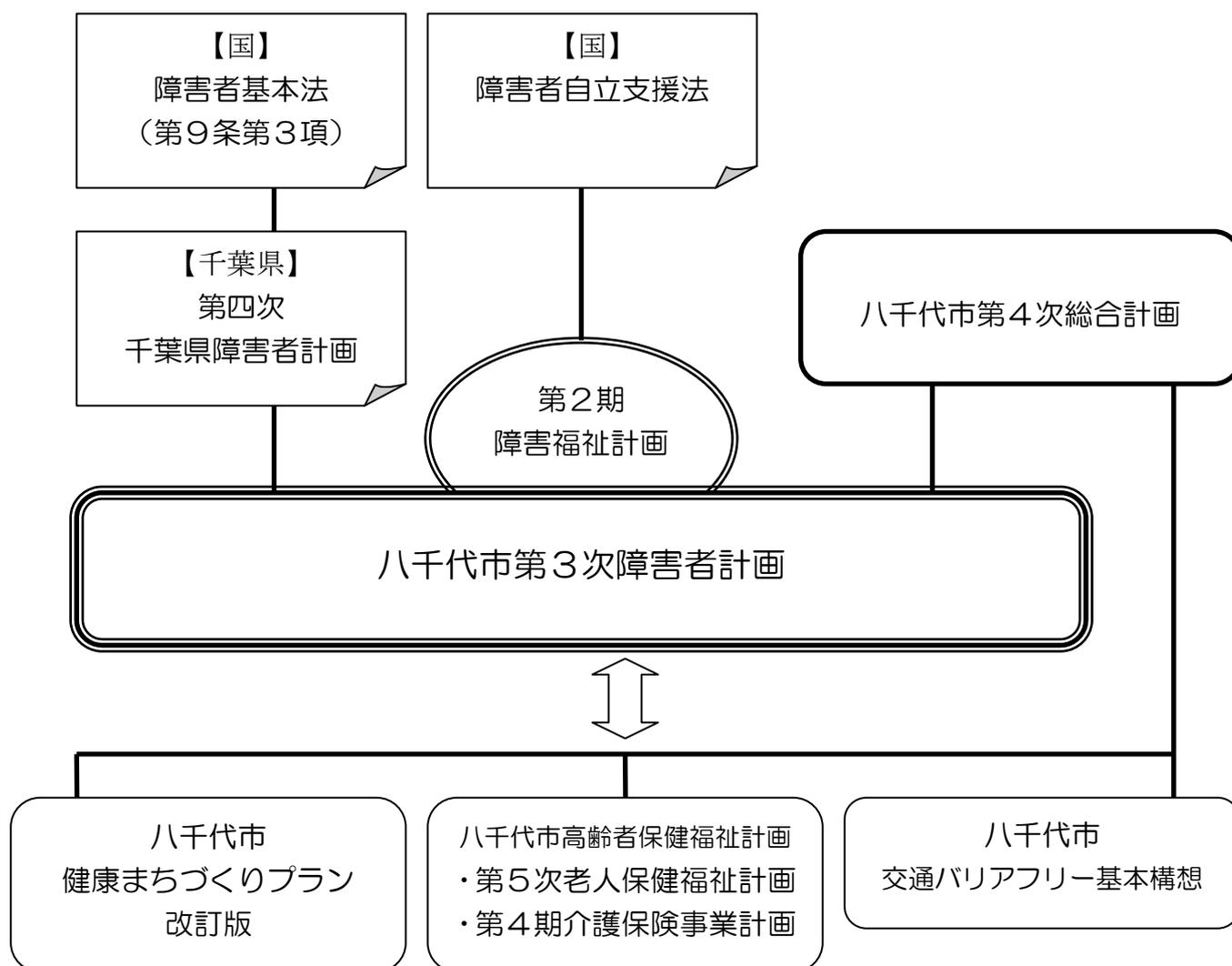


上記期間中、社会経済情勢や法制度の変化等により必要に応じて、部分的変更や、見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

- 本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。
- 国及び県が策定した関連計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図りながら、障害者施策を総合的、計画的に推進します。
- 「八千代市第4次総合計画」の部門別計画として位置づけます。
- 市が取り組む今後の障害者施策の方向性を明示することにより、関係機関・各種団体などが行う自主的な活動の一助となることを期待いたします。

■ 障害者計画と他計画の関係について

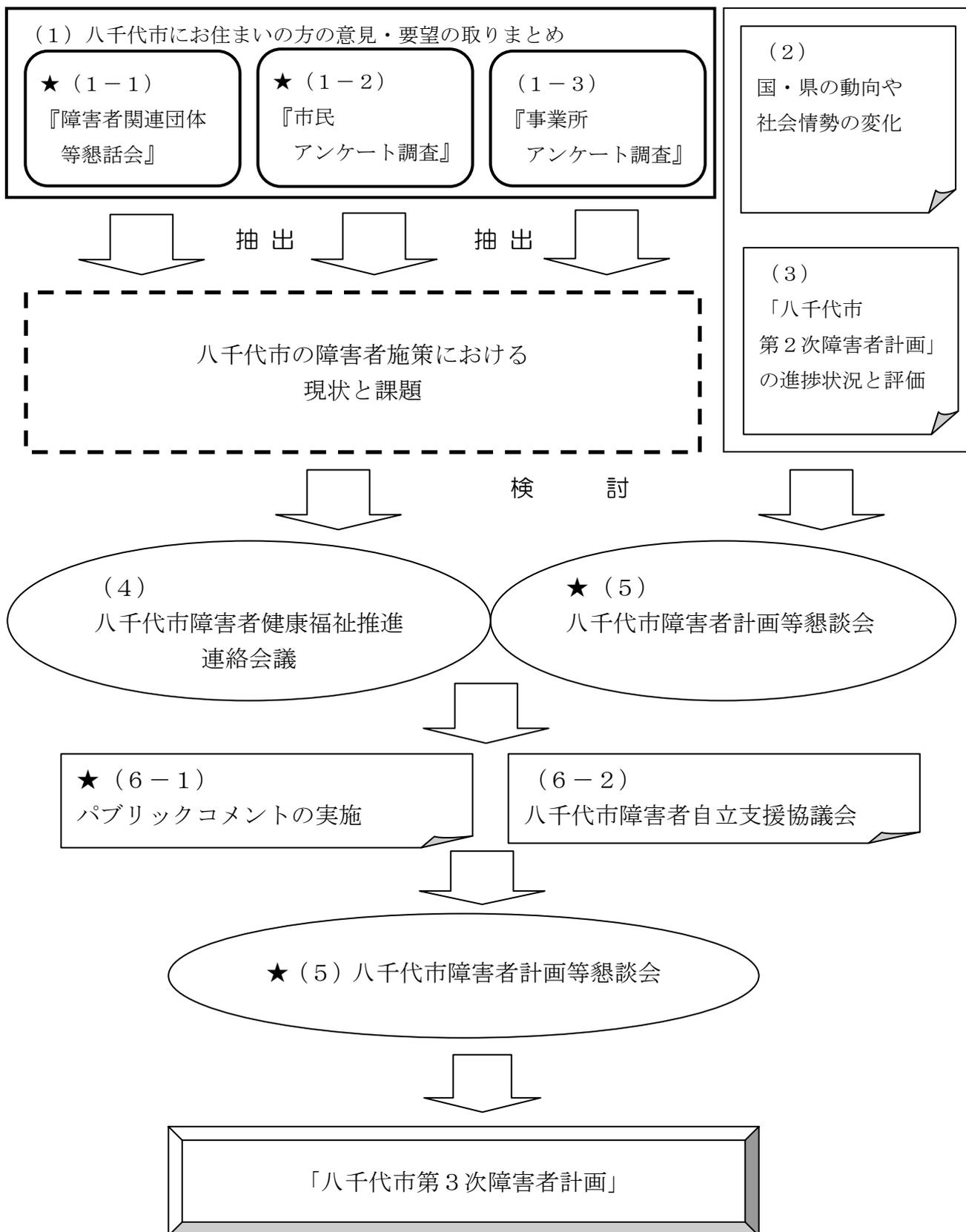


※八千代市健康まちづくりプランは、平成24年度に第2次プランを策定します。

八千代市高齢者保健福祉計画は、平成23年度に、それぞれ第6次と第5期の計画を策定します。

4. 計画策定の方法

「八千代市第3次障害者計画」の策定は以下のようなフローで行いました。



※ 「★」は、計画の策定にあたって、市民の方々にご参加いただいたことを示します。

(1) 八千代市にお住まいの方の意見・要望の取りまとめ

本計画の策定にあたっては、八千代市にお住まいの方の意見を多くいただき、反映することを主眼に、以下の方法で実施しました。

(1-1) 「障害者関連団体等懇話会」

障害当事者や家族、さらにはボランティアやサービス提供事業者などから、個人あるいは団体の形でさまざまな意見や要望を聴くため、「関連団体等懇話会」を開催しました。

(1-2) 「市民アンケート調査」

障害者の施策は市民全員に関わる施策であることから、手帳をお持ちの障害者や一般市民の障害者施策に関する意識の傾向や、具体的な要望を把握するため、アンケートを実施しました。

(1-3) 「事業所アンケート調査」

地域で障害者向けに活動されている事業所にとっても使いやすい制度とするために、現在の課題や要望をうかがうアンケートを実施しました。

(2) 国・県の動向や社会情勢の変化

平成 17 年 3 月に「八千代市第 2 次障害者計画」が策定されましたが、平成 18 年 4 月からは「障害者自立支援法」が施行され、大きな制度改革が行われました。こういった国・県の最新の動向について、社会情勢全体の変化も含めて検証・分析を行い、その結果を本計画の内容に盛り込みました。

(3) 「八千代市第 2 次障害者計画」各施策・事業の進捗状況確認・評価

「八千代市第 2 次障害者計画」の各施策・事業の進捗状況について、実際に担当・管理している部課により記入・作成された事業調書を取りまとめ、施策や事業の進捗状況について確認・評価し、本計画の内容の枠組みを作りました。

上記(1)～(3)の結果から、現在の八千代市の障害者施策を取り巻く課題をとりまとめ、以下の機関により、その課題の洗い直しや優先順位などを議論いただき、素案を作成しました。

(4) 八千代市障害者健康福祉推進連絡会議

庁内の各課の代表などにより構成され、本計画について協議を行う機関です。

(5) 八千代市障害者計画等懇談会

学識経験者や、医師会をはじめとする各種団体の代表をはじめ、地域で活動されている市民団体の代表や公募による市民などで構成される機関です。

(6) 様々な市民から意見を聞く機会の設定

これらの懇談会や各会議を経てまとめられた素案について、改めて市民から意見を頂く機会として、パブリックコメントや八千代市障害者自立支援協議会から意見等をいただきました。

(6-1) パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、計画や条例等を策定・制定する際に、素案を公表して意見等を募集し、提出された意見等を考慮し最終的な意思決定をするとともに、寄せられた意見と市の考え方を公表する手続きです。

八千代市では、より開かれた市政運営と市民参加の推進を図るため、計画等を策定する際に、パブリックコメントを実施することとなっています。

(6-2) 八千代市障害者自立支援協議会

障害福祉に関する関係者により、地域の相談支援に関するネットワーク構築、社会資源の開拓および改善など協議を行う機関です。